

事業実績等の報告について

事業実績等の報告については、不動産の鑑定評価に関する法律第28条により年に一回、国土交通大臣又は都道府県知事に提出することが義務づけられており、報告書等については国土交通省が提供するシステムを使用して作成します。

(システム関連図)

